

連結特定同族会社の留保金個別帰属額から控除する
留保控除個別帰属額の計算に関する明細書

積立金基準額を連結留保控除額とする場合	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額		1	円	所連得結基所準得額を個別連結留保控除の額と算入する場合	連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額 (別表四の二付表「44」)		20	円	
	同上の25%相当額		2			他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額のうち帰せられる金額)		21		
	期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表一「25の①」)－(別表三の二付表二「12」)		3			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額の個別帰属額 (別表十(三)「43」のうち帰せられる金額)		22		
	期中増減	適格合併等により増加した連結個別利益積立金額				4	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の損金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「20」のうち帰せられる金額)			23
		適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額				5	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の金額の益金算入額の個別帰属額 (別表十(四)「21」又は「23」のうち帰せられる金額)			24
	期末連結個別利益積立金額 (3)＋(4)－(5)		6			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(一)「7」又は「12」)		25		
	個別帰属利益積立金差額 (2)－(6)		7			国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(二)「8」のうち帰せられる金額)		26		
	留保金個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金差額の合計額 (別表三の二付表二「22」)の金額がある連結法人の(7)の合計額)		8			収用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十の二(二)「22」＋「35」＋「38」＋「41」＋「44」のうち帰せられる金額)又は別表十の二(二)「47」)		27		
	課税連結留保金額の計算における積立金基準額 (別表三の二付表一「7」)		9			特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額の個別帰属額 (別表十の二(三)「17」のうち帰せられる金額)		28		
	個別積立金基準額 $(9) \times \frac{(7)}{(8) \text{ 又は } (9) \text{ のいずれか多い金額 }}$		10			特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額の個別帰属額 (別表十の二(三)「19」のうち帰せられる金額)		29		
所得基準額を連結留保控除額とする場合	連結所得	個別所得金額 (別表四の二付表「55の①」)	11	円	保控除の額計と算入する場合	肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十(七)「22」のうち帰せられる金額)		30	円	
		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「45」)	12			連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(三)付表一「10の計」)		31		
	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「26」)＋(別表十七(三の四)「27の計」のうち帰せられる金額)	13	個別課税対象金額等 (別表十七(三)「35」)＋(別表十七(三の二)「22」)＋(別表十七(三の八)「28」)＋(別表十七(三の九)「9」)＋(別表十七(三の十)「11」)			32				
	受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	14	連結所得等個別帰属額 (11)－(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)＋(17)＋(18)＋(19)－(20)－(21)＋(22)＋(23)－(24)＋(25)＋(26)＋(27)＋(28)－(29)＋(30)＋(31)－(32)			33				
	適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	15	留保金個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (別表三の二付表二「22」)の金額がある連結法人の(33)の合計額)			34				
	受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	16	課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額 (別表三の二付表一「30」)			35				
	法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二付表「22」＋「25」)	17	課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二付表一「31」)			36				
	連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)＋(別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」)	18	個別所得基準額 $(36) \times \frac{(33)}{(34) \text{ 又は } (35) \text{ のいずれか多い金額 }}$			37				
	合算	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「34」)	19							

別表三の二付表三 令二・四・一以後終了連結事業年度分